

## 企画書評価基準

「地方部におけるスルーガイド活用促進に向けた情報提供環境整備実証事業」

企画書は、次に掲げる事項により評価・特定する。

### 1 業者選定委員会

中部運輸局において構成される「地方部におけるスルーガイド活用促進に向けた情報提供環境整備実証事業」企画競争委員会を業者選定委員会とする。

業者選定委員会委員長は、企画競争委員会委員長を以て充てる。

### 2 企画書を特定する評価基準及び配点（100点満点）

- (1) 業務の目的・内容について十分に理解しているか（25点）
- (2) 提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか（25点）
- (3) 業務内容が具体性、妥当性を伴っているか（25点）
- (4) 作業工程や内外での体制等が業務を確実に遂行できるものとなっているか（20点）
- (5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関すること（最大5点、重複なし）

### 3 採点方法及び業者特定方法

- (1) 業者選定委員長及び委員が、企画書ごとに上記評価項目について、配点の範囲で評価し、点数を付す。
- (2) 業務内容の各評価項目のすべてにおいて、業者選定委員長及び委員の採点の最高点と最低点を除いた分を合計したものを各項目での点数とし、ワーク・ライフ・バランス等の推進状況による点数の合計から2名分を除いた点数を加算した合計点で順位を決定するが、評価点の合計が満点の60%に満たなければ、1位でも不成立とする。
- (3) 採点集計は、企画競争委員会事務局が行うこととする。
- (4) 採点した結果、複数の提案者の合計点が同得点となった場合、企画内容及び見積金額について、評価する企画競争委員会の委員長が再度検討し、決定することとする。
- (5) 参加業者の辞退等により企画書の提出が1者となった場合においても、仕様を満たしている場合は、その業者を請負業者とする。
- (6) 企画競争委員会において、企画競争参加者と業者選定委員会の構成員との間に特別な利害 関係があるなど、評価の公平性が担保されないと判断した場合は、企画書の評価を行わないことがある。

評価項目	認定等の区分 ※1		評価の相対的な 重要度等に応じて配点	
			配点	
ワーク・ライフ・ バランス等の推進 に関する指標	女性活躍推進法に基づく 認定 (えるぼし認定企業・ プラチナえるぼし 認定企業)等	プラチナ えるぼし ※2	最大5点	5
		えるぼし 3段階目 ※3		4
		えるぼし 2段階目 ※3		3
		えるぼし 1段階目 ※3		2
		行動計画 ※4		1
	次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・ トライくるみん認定企 業・プラチナくるみん 認定企業)等	プラチナくるみん ※5		5
		くるみん (令和7年4月1日 以後の基準) ※6		4
		くるみん (令和4年4月1日 ～令和7年3月31日 までの基準) ※7		3
		トライくるみん (令和7年4月1日以後 の基準) ※8		3
		くるみん (平成29年3月31日～ 令和4年3月31日まで の基準) ※9		3
		トライくるみん (令和4年4月1日～令 和7年3月31日までの基 準) ※10		3
		くるみん (平成29年3月31日ま での基準) ※11		2
		行動計画 令和7年4月1日以後の 基準) ※4、※12		1
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)			4

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- ※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※9及び※11の認定を除く。）
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準に基づく認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※11の認定を除く。）
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定。
- ※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定
- ※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの